

ふくおか県央環境広域施設組合規則第6号

ふくおか県央環境広域施設組合会計管理者の補助組織設置規則  
(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事項を処理させるため、次の課を置く。

会計課

(事務分掌)

第2条 前条の課の事務分掌は、次のとおりとする。

会計課

- (1) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (2) 決算に関すること。
- (3) 収支命令の審査に関すること。
- (4) 出納員に関すること。
- (5) その他出納事務に関すること。

(代決)

第3条 会計管理者が不在のときは、特に至急に処理しなければならない事案に限り、会計課長が会計管理者の決裁事項を代決する。

2 前項の規定により代決した事案のうち、その内容が重要であると認められるものについては、会計課長は速やかに会計管理者に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。